

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
 (町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例)

第1条 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p><u>(子育て部分休暇)</u></p> <p><u>第9条の2 任命権者は、職員が請求した場合において、当該職員がその小学校就学の始期に達する日から満7歳に達する日以後の最初の3月31日（任命権者が特に必要と認める場合にあつては、別に定める日）までの間にある子を養育するため勤務しないことが相当であると認められるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「子育て部分休暇」という。）を承認することができる。</u></p> <p><u>2 子育て部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として与える。</u></p> <p><u>3 前条第1項に規定する育児時間、第12条の4第1項に規定する介護時間又は町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）第10条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇は、1日につき2時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で与える。</u></p> <p>(出産支援休暇)</p> <p><u>第9条の3 略</u></p> <p>(育児参加休暇)</p> <p><u>第9条の4 略</u></p> <p>(介護時間)</p> <p>第12条の4 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(出産支援休暇)</p> <p><u>第9条の2 略</u></p> <p>(育児参加休暇)</p> <p><u>第9条の3 略</u></p> <p>(介護時間)</p> <p>第12条の4 略</p> <p>2・3 略</p>

<p>4 第9条第1項に規定する育児時間、<u>第9条の2第1項に規定する子育て部分休暇</u>又は町田市職員の育児休業等に関する条例第10条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する介護時間は、1日につき2時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で与える。</p> <p>5 略</p>	<p>4 第9条第1項に規定する育児時間又は町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）<u>第10条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する介護時間は、1日につき2時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で与える。</u></p> <p>5 略</p>
--	--

(町田市一般職の職員の給与に関する条例)

第2条 町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第10条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第5条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間又は休日（勤務時間条例第6条に規定する休日及び勤務時間条例第6条の2第1項の規定により指定された代休日をいう。第12条において同じ。）である場合、勤務時間条例に定める休暇（勤務時間条例第10条に規定する生理休暇については市規則で定める日数を限度とし、<u>勤務時間条例第9条の2第1項に規定する子育て部分休暇</u>、勤務時間条例<u>第12条の2第1項に規定する介護休暇</u>及び勤務時間条例<u>第12条の4第1項に規定する介護時間を除く。</u>）による場合その他その勤務しないこと、及び給与の減額をしないことにつき任命権者の承認がある場合を除き、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を、その勤務しなかった月又は翌月以降の給与から減額するものとする。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第10条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第5条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間又は休日（勤務時間条例第6条に規定する休日及び勤務時間条例第6条の2第1項の規定により指定された代休日をいう。第12条において同じ。）である場合、勤務時間条例に定める休暇（勤務時間条例第10条に規定する生理休暇については市規則で定める日数を限度とし、勤務時間条例<u>第12条の2に規定する介護休暇</u>及び勤務時間条例<u>第12条の4に規定する介護時間を除く。</u>）による場合その他その勤務しないこと、及び給与の減額をしないことにつき任命権者の承認がある場合を除き、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を、その勤務しなかった月又は翌月以降の給与から減額するものとする。</p>

(町田市職員の育児休業等に関する条例)

第3条 町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 職員勤務時間条例第9条第1項に規定する育児時間、<u>職員勤務時間条例第9条の2第1項に規定する子育て部分休暇又は職員勤務時間条例第12条の4第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、<u>子育て部分休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></u></p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間、<u>子育て部分休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合</u>にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 職員勤務時間条例第9条第1項に規定する育児時間又は職員勤務時間条例第12条の4第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。